

平成28年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社セキュアヴェイル
 代表者名 代表取締役社長 米今政臣
 (コード番号3042 JASDAQ)
 問合せ先 経営企画本部
 (電話 06-6136-0026)

監査等委員会設置会社への移行及び役員人事、並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月23日開催の取締役会において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、平成28年6月24日開催予定の第15回定時株主総会において定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記にお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

社外取締役が過半数を構成する監査等委員会を設置することにより、取締役の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものであります。

(2) 移行の時期

平成28年6月24日に開催予定の当社第15回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 役員の人件

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

役職名	氏名	現役職名
代表取締役社長	米今 政臣	代表取締役社長
取締役専務執行役員	神戸 仁	取締役専務執行役員
社外取締役（独立）	上原 武彦	社外取締役（独立）
社外取締役	金澤 伸一	社外取締役

(平成28年6月24日開催予定の当社第15回定時株主総会に付議予定)

(2) 監査等委員である取締役の候補者

役職名	氏名	現役職名
取締役 常勤監査等委員	三木 亮二	取締役
社外取締役 監査等委員	上田 勝久	社外監査役
社外取締役 監査等委員	小松 宣郷	社外監査役

(平成28年6月24日開催予定の当社第15回定時株主総会に付議予定)

(3) 退任予定監査役

役職名	氏名	退任後役職名
常勤監査役	鳥越 史朗	—
社外監査役	上田 勝久	社外取締役 監査等委員
社外監査役	小松 宣郷	社外取締役 監査等委員

(平成28年6月24日開催予定の当社第15回定時株主総会終結の時をもって退任予定)

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ①当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)で創設された「監査等委員会設置会社」に移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ②当社は、機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行えるよう所要の変更を行うものであります。
- ③その他、上記変更に伴う条文の新設及び変更に伴い、随時条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月24日
定款変更の効力発生日 平成28年6月24日

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. <u>会計監査人</u> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条</p> <p>当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条</p> <p>取締役は、株主総会の<u>決議によって</u>選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する<u>事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u>(削 除)3. <u>会計監査人</u> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条</p> <p>当社の取締役 (<u>監査等委員会である取締役を除く。</u>) は、<u>7名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において</u>選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条</p> <p>取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1年以内</u>に終了する<u>最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する<u>最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略) (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、<u>取締役全員</u>が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条</p>	<p><u>である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>1名を選定する。</p> <p>② (現行どおり) (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(取締役会の決議方法)</u></p> <p>第24条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、<u>議決に加わることができる取締役の全員</u>が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条</p>

現行定款	変更案
<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>同法第423条第1項の任務</u>を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、<u>同法第423条第1項の任務</u>を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(員数)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第27条</u> 当社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p>	
<p><u>第28条</u> 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	
<p><u>第29条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p><u>第30条</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して</u> <u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急</u> <u>の必要があるときは、この期間を短縮す</u> <u>ることができる。</u></p> <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手</u> <u>続きを経ないで監査役会を開催するこ</u> <u>とができる。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第32条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によ</u> <u>って定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第33条</u> <u>当社は、会社第426条第1項の規定によ</u> <u>り、任務を怠ったことによる監査役（監査</u> <u>役であった者を含む。）の損害賠償責任を、</u> <u>法令の限度において、取締役会の決議によ</u> <u>って免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定によ</u> <u>り、監査役との間に、任務を怠ったこと</u> <u>による損害賠償責任を限定する契約を締結す</u> <u>ることができる。ただし、当該契約に基づ</u> <u>く責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第28条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前</u> <u>までに各監査等委員に対して発する。但し、</u> <u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮</u> <u>することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員の全員の同意があるとき</u> <u>は、招集の手続きを経ないで監査等委員会</u> <u>を開催することができる。</u></p> <p><u>③ 当社の監査等委員会に関する事項は、法</u> <u>令又は本定款のほか、監査等委員会におい</u> <u>て定める監査等委員会規定による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第<u>34</u>条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第<u>35</u>条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>36</u>条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第<u>38</u>条 (条文省略) <u>(期末配当及び基準日)</u></p> <p>第<u>39</u>条 <u>当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p><u>(中間配当及び基準日)</u></p> <p>第<u>40</u>条 <u>当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 <u>29</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 <u>30</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 <u>31</u> 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 <u>32</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第 <u>33</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 <u>34</u> 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法 459 条第 1 項各号の定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 <u>35</u> 条 <u>当社は、期末配当の基準日は 3 月 31 日を基準日とする。</u></p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>③ <u>前 2 項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>41</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 <u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条</u></p> <p><u>当社は、第 15 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>